

有限会社 穰徳建装 福祉用具販売及び介護予防福祉用具販売事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 有限会社穰徳建装が開設するジョウトク（以下「本事業所」という。）は、特定福祉用具販売の事業を行うものであり、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 指定特定福祉用具販売は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行う。
- 3 常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する特定福祉用具を販売する。
- 4 自らその提供する指定特定福祉用具販売の質の評価を行い、常にその改善を図る。
- 5 正当な理由なく特定福祉用具販売を拒まない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 ジョウトク
- 2 所在地 熊本県八代市鏡町宝出10番地

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名（常勤兼務）  
管理者は、利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の一元的な管理及び業務遂行のための従業者に対する必要な指揮命令を行う。
- 2 専門相談員 4名（常勤専従2名、常勤兼務1名、非常勤兼務1名）  
専門相談員は、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう、適切な福祉用具の販売を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1 営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の休日及び8月13日から8月16日、12月30日から1月5日までを除く。
- 2 営業時間は、営業日の午前8時から午後5時までとする。  
ただし、電話等により24時間常時連絡可能な体制とする。また、必要に応じて営業日外又は営業時間外も提供する。

(指定特定福祉用具販売の提供方法)

第6条 指定特定福祉用具販売の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、専門相談員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認

められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得るものとする。

- 2 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得るものとする。
- 3 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。
- 4 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては利用者の身体の状態等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行ったうえで、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。
- 5 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に指定特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じる。
- 6 居宅サービス計画が作成されていない場合は、施行規則第71条第1項第3号に規定する居宅介護福祉用具購入費の支給の申請に係る特定福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認する。
- 7 通常の事業の実施地域、取り扱う特定福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定特定福祉用具販売を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者等への連絡、適当な他の指定特定福祉用具販売事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じる。
- 8 指定特定福祉用具販売の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。なお、被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されている場合は、その意見に配慮して指定特定福祉用具販売を提供する。
- 9 専門相談員等従業者は、身分を証する書類を携行し、利用者又はその家族からこれを求められたときは、これを提示する。

(取扱種目)

第7条 指定特定福祉用具販売の提供に当たって、取り扱う種目は次のとおりとする。

- ① 腰掛便座
- ② 特殊尿器
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具の部分

(指定特定福祉用具販売の販売費用等)

第8条 指定特定福祉用具販売を提供した際には、介護保険法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払いを受けるものとする。

- 2 前項の販売費用のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。

- (1) 通常の事業の実施地域以外の地域において指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費  
通常の事業の実施地域を越えた所から往復1km当たり25円
  - (2) 特定福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨署名（記名押印）を受けるものとする。

（サービス提供の記録）

第9条 指定特定福祉用具販売を提供した際には、当該指定特定福祉用具販売の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品目その他の必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第10条 通常の事業の実施地域は八代市、八代郡、宇城市、熊本市、合志市とする。

（利用者に関する市町村への通知）

第11条 利用者が正当な理由なく指定特定福祉用具販売の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき又は偽りや不正な行為によって保険給付を受け又は受けようとしたときは、市町村に対して通知するものとする。

（秘密保持）

第12条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。また、本事業所の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。

2 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止）

第13条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して本事業所によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することをしないものとする。

（事故発生時の対応）

第14条 利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし、事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

（衛生管理）

第15条 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行う。

2 事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努める。

（掲示及び目録の備え付け）

第16条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

2 利用者の特定福祉用具の選択に資するため、取り扱う特定福祉用具の品目及び品目ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付ける。

（会計の区分）

第17条 指定特定福祉用具販売事業所ごとに経理を区分するとともに、指定特定福祉用具販売の会計とその他の事業の会計を区分するものとする。

(記録の整備)

第 18 条 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、利用者に対する指定特定福祉用具販売の提供に関する記録を整備するとともに、完結の日から2年間保存するものとする。

(その他)

第 19 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、有限会社穰徳建装と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成20年1月7日から施行する。